



岡山市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月27日

岡山市議会議長 田口裕士



- 1 日 時 令和8年7月27日（月）午後1時
- 2 場 所 岡山市議会議場（岡山市役所議会棟3階）
- 3 事件名 甲第140号議案 新アリーナ建設の賛否を問う住民投票条例の制定
について
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者8人以内
- 5 意見を述べる時間 全体で40分以内